

高萩市部活動の運営方針

令和元年 8 月
高萩市教育委員会

I はじめに

- 学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本市のスポーツや文化及び科学等の振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義は大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけで解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤や芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものとして、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

II 「高萩市部活動の運営方針」策定の趣旨等

- 「高萩市部活動の運営方針」（以下、「市運営方針」という。）は、本市における公立中学校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
 - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること
 - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的かつ効率的・効果的な運営に努めること。
- ◇ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「運動部活動ガイドライン」という。）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガ

イドライン」(以後、「文化部活動ガイドライン」という。)並びに「茨城県部活動の運営方針」(以後、「県運営方針」という。),「市運営方針」に則り,持続可能な部活動の在り方について検討するとともに,速やかに改革に取り組む。

- 市教育委員会は,「市運営方針」に基づく公立中学校の部活動に関する改革の取組状況について,定期的にフォローアップを行う。

Ⅲ 新たな部活動に向けての運営方針

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者や地域に対して、学校が担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対して積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、部活動保護者会や部活動公開など学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

Ⅳ 適切な部活動の運営のための体制整備

1 方針の策定等

- (1) 校長は、国が策定した「運動部活動ガイドライン」,「文化部活動ガイドライン」,並びに「県運営方針」,「市運営方針」に則り,毎年度,「学校の部活動に係る活動方針」(以後,「活動方針」という。)を策定する。
- (2) 部顧問は,年間の活動計画(平日及び休日における活動日,休養日及び参加を予定する大会等),並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所,休養日及び大会参加日等)を作成し,校長に提出する。
- (3) 校長は,「活動方針」及び「活動計画」(※部顧問作成)を学校のホームページ等への掲載により公表する。
- (4) 市教育委員会は,各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう,簡素で活用しやすい様式の作成を行うなど,必要に応じて学校に対して支援を行う。

2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。
- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。
- (4) 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 市教育委員会は、必要に応じて部活動指導員を配置する。ただし、原則として顧問が同行しない場面での指導は認めない。
- (6) 市教育委員会は、部活動指導員に対して、必要に応じて以下のような内容で研修を実施する。
 - ア 学校教育の一環である部活動の位置付け
 - イ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
 - ウ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
 - エ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
 - オ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
 - カ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守
- (7) 市教育委員会は、部顧問及び管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を実施する。

※部活動指導員

学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育活動として行われているものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

（高萩市が認める部活動指導員の職務）

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営補助
- ・年間・月間指導計画の作成

※原則として顧問と共に指導を行うこと

V 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (2) 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- (3) 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- (4) 部顧問は、活動目標、活動方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝えるとともに、安全面に配慮した指導が実現できるようにする必要がある。

2 部活動用指導手引の活用

- (1) 市教育委員会は、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用するよう各学校に働きかけを行う。
- (2) 部顧問は、中央競技団体または文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、Vの1に基づく指導を行う。

3 熱中症事故の防止

- (1) 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わないこと。
- (2) 校長は、高温や多湿時の練習や練習試合については、状況に応じて延期や見直し、中止など柔軟な対応をすること。また、やむを得ない事情で実施する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

VI 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。また、文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を以下の基準で設定する。
- 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - 原則として、閉庁日には部活動は行わない。
 - 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - 心身の疲労が解消できる十分な休養を取るための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。ただし、以下の場合に限り、校長の判断により朝の活動を行うことができる。
 - ・大会(新人大会・総合体育大会)の1ヶ月前
 - ・中体連が主催する陸上や駅伝に関する大会の1ヶ月前
 - ・コンクール(茨城県吹奏楽コンクール・茨城県アンサンブルコンテスト)の1ヶ月前
- (2) 校長は、IVに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに「市運営方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- (3) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

VII 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

1 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

- (1) 生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも友達と楽しむ、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等を含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことなどを踏まえ、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向ではなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

- (2) 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。

その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、運動部顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組み作りに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

2 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

- (1) 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。

3 地域との連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々や地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等活動のための環境整備を推進する。
- (2) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

Ⅷ 学校単位で参加する大会等の見直し

- 週末等に開催される様々な大会・コンクールや地域からの要請により参加する地域の行事・催し等（以下、「大会等」という。）に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等（新人大会・総合体育大会を含む。）の上限の目安を12回と定める。
- 校長は、上記の参加する大会数の上限の目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。